

京都市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第115号

京都市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則

京都市国民健康保険条例施行細則の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

附則第4項中「附則第7項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第5項前段中「附則第8項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第4項とする。

附則第6項中「附則第9項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第7項中「附則第10項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第8項中「附則第11項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則中第9項を第8項とし、第10項を第9項とし、第11項を第10項とし、同項の次に次の4項を加える。

(条約適用利子等に係る利子所得等に係る保険料の減額の特例)

11 条例附則第13項の規定の適用がある場合における第11条の2第1項第1号の規定の適用については、同号中「及び山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額及び租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る配当所得に係る保険料の減額の特例)

12 条例附則第14項の規定の適用がある場合における第11条の2第1項第1号の規定の適用については、同号中「及び山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額及び租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(被扶養者であった者の保険料の減額の申請等)

1 3 条例附則第15項の規定による保険料の減額を受けようとする納付義務者は、国民健康保険料減額(免除・徴収猶予)申請書に、同項第2号に該当する者の属する世帯の納付義務者であることを証する書類を添えて、区長に提出しなければならない。

1 4 条例附則第15項の規定による保険料の減額の承認を受けた者は、同一の世帯に属するすべての者が同項第2号に該当しなくなったときは、国民健康保険料減額(免除・徴収猶予)理由消滅申告書により、区長に申告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市国民健康保険条例施行細則の規定は、平成20年度分の保険料から適用し、平成19年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)